

議員提出議案第2号

令和5年2月28日

阿見町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり，地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

阿見町議会議長 平岡 博 殿

提出者	阿見町議会議員	久 保 谷 充
賛成者	〃	高 野 好 央
〃	〃	吉 田 憲 市
〃	〃	紙 井 和 美
〃	〃	川 畑 秀 慈
〃	〃	海 野 隆

(提案理由)

本案は，オンライン会議システムを活用した委員会の会議を開くことができる要件について，公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により開会場所への委員の参集が困難な場合などの要件を加えることで，委員の議事参加の機会を拡充し，慎重かつ丁寧な審議に資するため，所要の改正を行うものです。

阿見町議会委員会条例の一部を改正する条例

阿見町議会委員会条例(昭和 55 年阿見町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 1 項中「災害の発生，感染症のまん延等，やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは」を「次に掲げる場合には」に改め，同項に次の各号を加える。

- (1) 災害の発生，感染症のまん延その他のやむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
- (2) 公務，傷病，出産，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難であると認める委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか，委員長が特に必要と認める場合

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

阿見町議会委員会条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(会議の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、<u>災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは</u>、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(会議の特例)</p> <p>第11条の2 委員長は、<u>次に掲げる場合には</u>、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。</p> <p>(1) <u>災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない理由により委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合</u></p> <p>(2) <u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由により委員会を開会する場所への参集が困難であると認める委員からオンライン会議システムを活用した委員会の開会の求めがある場合</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める場合</u></p> <p>2・3 (略)</p>	